



# 執務室の配置が変わりました

問い合わせ 総務課 (TEL 892・0121)

4月1日に行った機構改革により、下表のとおり執務室の配置が変わりました。

### 市役所本館2階

▽秘書広報課、政策企画課、財務課、財産管理課、土地開発公社、行政委員会事務局、地域振興課、総務課、人事課、臨時福祉給付金推進室

### 市役所別館1階

▽道路河川課、緑地公園課、農政課、農業委員会事務局

### 市役所別館2階

▽営繕課、開発調整課、都市計画課、第二京阪道路沿道まちづくり推進室、下水道課、環境衛生課

### 第2別館

▽危機管理室

### 【市役所本館2階】

階段	第1会議室	臨時福祉給付金推進室	秘書広報課(広報)	第3会議室	階段	人事課	総務課	地域振興課	階段	第1会議室	階段	
	市長室	秘書広報課(秘書)	副市長室	政策企画課	財務課	財産管理課(土地開発公社)	行政委員会事務局	情報公開コーナー	エレベーター	トイレ		

### 【市役所別館2階】

環境衛生課	トイレ	階段	エレベーター	営繕課	開発調整課	都市計画課	第二京阪道路沿道まちづくり推進室	下水道課
-------	-----	----	--------	-----	-------	-------	------------------	------

### 【市役所別館1階】

OA室	トイレ	多目的トイレ	エレベーター	階段	入り口	緑地公園課	道路河川課	農政課	農業委員会事務局
-----	-----	--------	--------	----	-----	-------	-------	-----	----------

# 介護保険のお知らせ

問い合わせ 高齢介護課 (TEL 893・6400)

### ■保険料の本算定・本徴収

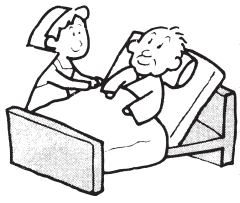
6月は、1年間の介護保険料を決定する月です。第1号被保険者(65歳以上の人)に「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を、6月中旬に発送します。

普通徴収(口座振替・金融機関などでの納付)の人は、納付回数10回(6月～翌年3月分)です。

特別徴収(年金天引き)の人は、仮徴収を行い、納付は偶数月の年6回です。

### ■介護保険制度について

被保険者は、40～64歳の医療保険加入者と、65歳以上のすべての人です。この制度はみなさんの保険料と公費で運



営され、保険料を納めることで、介護が必要となったとき、安心してサービスを受けることができます。

### ■保険料は期限までに

保険料の滞納があった場合、介護サービスを使うときに支払う1割、または2割の自己負担が3割になるなど、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがあります。必ず納期限内に納めましょう。

### ■保険料の軽減

真に生活が困難な状況にある人に対し、生活実態に則した保険料の軽減を行います。

対象 介護保険料所得段階区分が第2・3段階で、次の①～⑧の要件すべてに該当し、保険料の支払いが困難であると認められる人

- ①世帯全員が市民税非課税であること(確定申告または市民税申告が必要)
- ②世帯の年間収入合計が144万円以下であること(2

人以上の場合は33万円、配偶者は38万円を加算)

- ③市民税課税者に扶養されていないこと
- ④市民税課税者と生計を共にしていないこと
- ⑤健康保険などの医療保険で、被扶養者となっていないこと
- ⑥資産などを活用しても、生活が困難している状態にあること(住居用資産を除く)
- ⑦世帯の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること
- ⑧介護保険料を滞納していないこと

### ■軽減内容

保険料第2段階を第1段階に、第3段階を第2段階に軽減

申し込み 「平成29年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」印鑑、預貯金・年金受給額が確認できるもの(世帯主高分)、マイナンバーカードなどの本人確認ができるものを高齢介護課まで持参してください。

### ■保険料の徴収猶予

保険料の支払いが、一時的に困難な状況にある人には、徴収猶予制度があります。

# 消費者相談

～改正消費者契約法で取り消しの範囲が広がります～

問い合わせ 消費生活センター(ゆうゆうセンター1階、TEL 891・5003)

Q 原野商法で昔買った、私の別荘地を売りたいという人があり、

買いたくないと言われ、業者が勧められたと言われ、業者が勧められた土地管理の契約をしました。

しかし、実際に買いたい人はおらず、契約は無意味でした。解約できませんか。

A 業者が、重要事項について事実と異なることを告げ、それを信用して消費者が契約した場合、不実告知で取り消しができます。ただし、冒頭のケースでは、管理契約そのものについてのうそではなく、

処理が難しいものでした。

6月3日に施行される「改正消費者契約法」では、不実告知の範囲が広がりました。契約の目的となるものについてではなく、生命・身体・財産、その他の重要な利益についての損害、または危険を回避する必要性に関する事項について、不実告知があった場合にも取り消しが認められます。

助言 取り消しに

は、期間の制限があり、改正法では1年のうちに通知が必要です。さらに、不実告知の証明が必要ですが、言った・言わないの水掛け論になりがちです。あらかじめ重要なことは、書面をもらっておくと良いでしょう。

また、改正法では過量契約の取り消しも認められることになりました。例えば、着物を着ることがない高齢者に、業者がそのことを知りながら、着物を何十着も売るケースなどです。詳しくは、当センターまでご相談ください。

段階	対象者	年間保険料
1	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、中国残留邦人等支援給付受給者	27,540円
2	世帯全員が市民税非課税で、かつ前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
3		80万1円以上120万円以下
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	120万1円以上
5		80万1円以上
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満
7		120万円以上190万円未満
8		190万円以上200万円未満
9		200万円以上200万円未満
10		200万円以上350万円未満
11		350万円以上500万円未満
12		500万円以上650万円未満
13		650万円以上800万円未満
		800万円以上

※所得金額は、前年(28年1～12月)の合計所得金額です。

### 保険料の納め方(第1号被保険者)

#### 特別徴収(年金から天引き)

老齢・退職年金などが年額18万円(月額1万5千円)以上の人は、2か月ごとの年金定期支払時に、介護保険料が天引きされます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収期間			本徴収期間		

#### 普通徴収(納付書・口座振替)

老齢・退職年金などが年額18万円(月額1万5千円)未満の人、特別徴収が開始される前の人は、納付書を送りますので、納付期限までに近くの金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。また、納め忘れがないよう、口座振替をお勧めします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本算定期間											



## 国民健康保険のお知らせ

問い合わせ 医療保険課  
(TEL 892・0121)

■保険料の料率が決まりました  
6月中旬に、29年度の「国民健康保険料納入通知書」を発送します。

4月から翌年3月までの12か月分の年間保険料を、6月から翌年3月までの10回で割って通知します。

保険料率は、医療費の伸びや国民健康保険加入者の所得の状況、加入者数および加入世帯を基に算出しています。また、保険料は、医療分・支援金分・介護分を合算した額です。限度額については、昨年と同額です。所得割、均等割、平等割の保険料率は下表のとおりです。

29年度 保険料の料率					
		医療分	支援金分	介護分	
年間保険料 (①②③の合計)	①所得割	基準総所得金額 (28年中の所得が対象)	× 8.25%	× 2.53%	× 2.50%
	②均等割	被保険者 1人あたり	29,100円	9,120円	9,950円
	③平等割	1世帯あたり	22,200円	6,960円	5,850円
	限度額		54万円	19万円	16万円
40歳以上 65歳未満の国保加入者は、介護分が加算されます。					

### 所得割の基準総所得金額の計算方法

- 給与所得などの場合  
給与収入－給与所得控除－基礎控除(33万円)
  - 公的年金などの場合  
年金などの収入－公的年金等控除－基礎控除(33万円)
  - 営業・その他の事業・不動産所得などの場合  
収入－必要経費－基礎控除(33万円)
- ※複数の所得がある場合でも、基礎控除は33万円のみです。

生活困窮などの特別な事情により支払いが困難な場合は、保険料の減免などの制度がありますので、ご相談ください。

保険料の納付を口座振替にすると、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなります。

■休日納付相談窓口  
平日の昼間に、納付相談が困難な人は、「ご利用ください」とき 6月11日(日)午前10時～午後3時

□座振替依頼書は、市役所本館1階医療保険課、星田出張所、市内の指定金融機関にあります。

■医療費一部負担金の減免制度

▽金融機関届出印

次のような事情により、病院などに支払う医療費の自己負担額の支払いが困難な場合は、一部負担金の減免制度があります。

▽国民健康保険の納入通知書申し込み先 市指定の金融機関窓口

①世帯主および同一世帯の被保険者が所有する家屋やその他の財産が風水害、火災などで全壊、全焼など重大な被害を受けた場合

■コンビニでも納付できます  
保険料はコンビニエンスストアでも納付できますが、納付期限が過ぎた納付書、コンビニ収納用バーコードの印刷がない納付書は、コンビニでは納付できません。

②世帯主および同一世帯の被保険者が事業の休業止、失業や傷病、死亡により収入が著しく減少した場合

■ジェネリック医薬品への切り替えについて  
市では、薬剤費の自己負担軽減と国民健康保険医療費の削減を目的に、ジェネリック医薬品の普及促進に取り組んでいます。

③その他①・②に類する事由があり、医療機関への支払いが極めて困難な場合

シエネリック医薬品の服用を希望する人は、医師・薬剤師にご相談いただき、切り替えにご協力ください。

※減免が認められるには、一定の条件があります。

市役所本館2階情報公開コーナーでは、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の請求受付や、利用方法の相談に応じます。

■保険料の納付は口座振替で

市役所本館2階情報公開コーナーでは、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の請求受付や、利用方法の相談に応じます。

## オリジナル 婚姻届を配付

交野市・枚方市は、古来より「七つゆかりの地」として継承され、両市の各所に天野川や織姫・彦星に関わる地域資源が点在しています。今回、両市がコラボした「オリジナル婚姻届」を配付します。二人の人生の新たな節目として、「活用ください」。



2種類

配布日 7月1日(土)～  
ところ 市役所本館1階 市民課、星田出張所  
問い合わせ 市民課(TEL 892・0121)

## 情報公開制度・個人情報保護制度

問い合わせ 総務課  
(TEL 892・0121)

開かれた市政を実現するために設けられた「情報公開制度(市が管理している公文書の開示を請求する権利を保障する制度)」と、「個人情報保護制度(市が管理している個人情報情報を適切に取り扱い、自

分自身の情報の開示・訂正・削除などを請求する権利を保障する制度)」について、左表のとおり、28年度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度	
開示請求の状況	
市内在住者	74件
市外在住者	33件
開示決定の状況	
全部開示	54件
部分開示	35件
非開示	2件
不存在	8件
取り下げ	8件
主な開示請求の内容	
▷市の財産に関するもの	
個人情報保護制度	
開示請求の状況	
開示請求の件数	11件
開示決定の状況	
全部開示	1件
部分開示	9件
不存在	1件
主な開示請求の内容	
▷戸籍謄本・住民票に関するもの	

## 郡津小学校区福祉委員会〈幾野地区〉 ～新規美化運動できれいなまちづくりを推進～

郡津小学校区福祉委員会幾野地区は、「支えあう安心・安全できれいなまちづくり」に取り組んでいますが、地域のみなさんからの課題と要望による「美化運動の推進」に伴い、28年度から新規事業として、あいさつ運動を兼ねた清掃活動を取り入れました。活動時は、ブルーベストを着用することにより、幾野地区福祉委員会のPRとなることを期待しています。

- ❖「声かけ・あいさつ運動」を何年もしていると、顔見知りになった子どもたちから、あいさつをしてくれて大変うれしいです。また、2月には幾野星友クラブのメンバーと協働で、免除川沿いの緑道の清掃や、「声かけ・あいさつ運動」を行いました。
- ❖清掃活動は季節により、草引きや落ち葉を掃いたり、溝掃除をしています。「大雨の時は、溝の落ち葉が気になっていました。ありがとう」「いつもきれいにしてくれて、ご苦労様」と声をかけてもらいました。



清掃活動の様子